



夏季休暇期間中の防疫対策の徹底について

2019年より世界的に人への感染が継続していた新型コロナウイルス（COVID-19）につきまして、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、6月1日以降、一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等がなされたところです。これに伴い、外国人入国者数の増加が見込まれており、人・モノの移動が増加することが予想されるため、引き続き、我が国への家畜伝染病の病原体侵入防止のため、防疫対策を徹底する必要があります。

引き続き、防疫対策を徹底しましょう！

1 畜産関係者の海外渡航の自粛

◎口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の
発生地域への不要不急の渡航の自粛



2 消毒及び衛生管理区域への病原体持ち込み防止

◎関係者以外が衛生管理区域（特に畜舎）に立ち入らない
◎衛生管理区域（特に畜舎）に不要なものを持ち込まない
◎専用の手袋・長靴を着用、手指・当該物品の消毒
◎適切な濃度の消毒薬の使用、踏み込み消毒槽の交換
◎防鳥ネット・畜舎壁・天井の点検補修等、野生動物侵入防止
対策の実施

3 毎日健康観察を行い、異常をみつけたらすぐに通報する



様子がおかしいなと思ったら…

東部家畜保健衛生所 Tel 0475-52-4101 Fax 0475-52-3335

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください